

## 各務原市公営住宅の整備に関する基準を定める要綱

(令和2年3月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市公営住宅等の整備に関する基準を定める条例（令和2年条例第15号。以下「条例」という。）第18条の規定により、公営住宅の整備に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅に係るエネルギー使用の合理化を図るための措置)

第2条 条例第9条第2項の措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5—1（3）の等級4の基準を満たすものとする。ただし、これにより難しい場合は、等級3の基準を満たすものとする。

(住宅の床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を図るための措置)

第3条 条例第9条第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8—1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8—1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8—1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8—4（3）の等級2の基準を満たすものとする。

(住宅の構造耐力上主要な部分の劣化の軽減を図るための措置)

第4条 条例第9条第4項の措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3—1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3—1（3）の等級2の基準）を満たすものとする。

(住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管の点検及び補修を行うことができるための措置)

第5条 条例第9条第5項の措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4—1（3）及び4—2（3）の等級2の基準を満たすものとする。

(居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置)

第6条 条例第10条第3項の措置は、公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6—1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評

価方法基準第5の6の6—1（3）ロの等級3の基準を満たすものとする。

（住戸内の各部における移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置）

第7条 条例第11条の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9—1（3）の等級3の基準を満たすものとする。

（共用部分における高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を図るための措置）

第8条 条例第12条の措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9—2（3）の等級3の基準を満たすものとする。

（適用除外）

第9条 第2条から前条までの規定は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げに係る公営住宅については、適用しない。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。